総合支援資金

1. 貸付対象世帯(以下の条件すべてを満たしている方)

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、 家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯。

- (1) <u>低所得世帯</u>(※1) であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
- (2) 借入申込者の本人確認が可能であること。
- (3) 現に住居を有していること又は<u>住宅手当緊急特別措置事業</u>(※2) における住宅手当の申請を行い、 住居の確保が確実に見込まれること。
- (4) 県社会福祉協議会及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること
- (5) 県社会福祉協議会が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、返済(償還)が見込まれること。
- (6) 失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと。
- ※1 「低所得世帯」とは、市町村民税消耗税世帯 又は 1ヶ月の収入が生活保護法に基づく生活決助基準額の1.7倍以下である世帯をいう。
- ※2 「住宅手当緊急特別措置事業」とは、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失又は喪失するお それのある者に対して、住宅手当を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的に、県 保健福祉事務所や市福祉事務所が実施する公的給付制度である。

2. 貸付の内容

(1) 資金種類、限度額、期間、据置期間、償還期間

資金種類	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還 (返済) 期間
生活支援費	(二人以上世帯)			
(生活再建までの間に必要な生活	月額20万円以内	12ヶ月	最終貸付日か	
費用)	(単身世帯)	以内	ら6ヶ月以内	
	月額15万円以内			
住宅入居費			貸付けの日(生	
(敷金、礼金等住宅の賃貸契約を	40万円以内		活支援費とあ	据置期間経過後
結ぶために必要な費用)			わせて貸付け	20年以内
一時生活再建費			ている場合に	
(生活を再建するために一時的に			は、生活支援費	
必要かつ日常生活費で賄うことが	要かつ日常生活費で賄うことが 60 万円以内		の最終貸付日)	
困難である費用)			から 6 ヶ月以	
			内	

(2)貸付金利率:無利子

(3)連帯保証人:原則として1名必要

※ただし、連帯保証人をつけない場合は、据置期間経過後、 年1.5%の貸付利子がかかります。

3. 申込みに必要な書類等

借入れを希望する方は、住民票(居住が確認できること)のある地域もしくは入居を予定している住居がある市町村社会福祉協議会の窓口で、下記書類を揃えて申し込み手続きをしてください。

対象	事項	必要添付書類				
借入申込者に	①借入申込書	(窓口で相談のうえ、お渡しいたします)				
関する書類	②本人及び世帯状況が確	健康保険証の写し及び				
	認できる書類	住民票の写し(世帯全員分:発行後3ヶ月以内のもの)				
	※住宅手当緊急特別措置事業にお	※いずれか一方の場合、必要に応じて運転発情証の写し、借入申込者の顔写真が貼付				
	ける住宅手当の申請を行っている	された証明書の写し				
	場合は省略できる					
	③世帯の状況が明らかに	生活困窮の状況が明らかになる書類				
	なる書類	(1)世帯の収入支出に関する書類				
	※住宅手当緊急特別措置事業にお	源泉徴収票(写)、所得税の確定申告書(写)等のいずれか				
	ける住宅手当の申請を行っている	(2)生活困窮に陥った理由がわかる書類				
	場合は省略できる	①失業の場合				
		離職票(写)、適用事業所全喪届(写)、雇用保険受給資格者証				
		(写)、個人事業の廃業届(写)、退職辞令(写)、離職直前の				
		雇用主の発行する離職に明書、健康保険任意継続被保険者証				
		(写) 等のいずれか				
		②債務を抱えている場合				
		債権者と債務の額がわかる書類(債権者発行のもの)				
	④求職活動等の自立に向					
	けた取組みについての計	借入申込者が、総合支援資金を活用して自立を目指す取組みの				
	画書	内容の計画と取組状況を計画化し、記入する書類				
	※住宅手当緊急特別措置事業にお	(窓口で、お渡しいたします)				
	ける住宅手当の申請を行っている					
	場合は省略できる					
	⑤他の公的貸付制度又は	当該公的制度の決定通知書又は申請書写し等の書類				
	公的貸付制度を利用又は	失業等給付、生活保護、年金等の申請・受給証明書等				
	申請中の場合、その状況	又は規職安定資金融資等の貸付申請・受理書等				
	がわかる書類					
	⑥連帯保証人の資力が明	住民税無烷正明書又は固定資産税無税証明書(不動産登記簿謄				
	らかになる書類	本)等				

住宅入居費の申込の場合は、上記借入申込に関する書類の他、下記書類を添付してください。

対象	事項	必要添付書類				
住宅入居費の	①不動産賃貸契約締結に	貸主若しくは貸主から委任を受けた事業者と入居予定住宅に				
申込に関する	関する書類	関して締結した不動産賃貸契約の契約書の写し				
書類	②入居住宅に関する状況	住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請時に不動				
	通知	産媒介業者等から交付された「入居住宅に関する状況通知書」				
		の写し				
③住宅手当の実施主体か		住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請寺に住宅				
	らの提出書類	手当の実施主体から提出された「住宅手当支給対象者証明書」				
		の写し				
	④借用書	(窓口で、お渡しいたします)				

上記の他、県社会福祉協議会が必要とする書類

4. 留意事項

- (1) ご相談の段階で、借入申込者のご家族などとも面接させていただくことがあります。
- (2)住民票と居住地が同一でない場合は、借入れ申込みできません。
- (3) 失業保険給付を受給するまでの待機期間中の方は、借入れ申込みできません。
- (4) 貸付審査により貸付を行わないことがあります。
- (5) 償還期間内に、償還が終了しない場合は、残っている元金に対して年 10.75%の延滞利子が日割りでかかります。
- (6) 借入にあたり、地域の民生委員との関わりがあります。
- (7) 虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた金額を即時に返済いただきます。

~************************************
MEMO

住民票(居住が確認できること)のある地域もしくは入居を予定している住居がある地域の市町村社会福祉協議会へご相談・申し込みください。

相談・申込受付時間:午前9時~午後5時(土曜、日曜、祝日休み)

福島県市町村社会福祉協議会一覧

市	町村	名	電話番号	市町村	名	電話番号	市	町村	名	電話番号
福	島	市	024-533-8877	白 河	市	0248-22-1159	金	Ш	町	0241-55-3336
=	本 松	市	0243-23-7867	西 郷	村	0248-25-5454	昭	和	村	0241-57-2655
伊	達	市	024-576-4050	泉崎	村	0248-54-1555	南	会 津	町	0241-62-4169
Ш	俣	町	024-565-3761	中島	村	0248-52-3400	卜	郷	町	0241-69-5111
桑	折	町	024-582-1155	矢 吹	町	0248-44-5210	檜	枝 岐	村	0241-75-2382
玉	見	町	024-585-3403	棚倉	町	0247-33-2623	只	見	町	0241-84-7006
大	玉	村	0243-68-2100	矢 祭	町	0247-34-1050	相	馬	市	0244-37-8668
本	宮	市	0243-33-2006	塙	町	0247-43-2154	祵	相馬	市	0244-24-3415
郡	Ш	市	024-932-5311	鮫 川	村	0247-49-3600	広	野	町	0240-27-2789
須	賀川	市	0248-88-8211	会津若松	市	0242-28-4030	楢	葉	町	0240-25-4157
⊞	村	市	0247-81-2166	喜 多 方	市	0241-23-3231	{IOB	岡	町	0240-22-5522
鏡	石	町	0248-62-6428	磐 梯	町	0242-73-2181	Ш	内	村	0240-38-3802
天	栄	村	0248-82-2826	猪苗代	町	0242-62-5168	大	熊	町	0240-32-5377
石	Ш	町	0247-26-3793	北 塩 原	村	0241-28-3755	双	葉	町	0240-23-0333
玉	Ш	村	0247-57-4410	西会津	町	0241-45-4259	浪	江	町	0240-34-4685
平	\blacksquare	村	0247-55-3500	会津坂下	町	0242-83-1368	葛	尾	村	0240-29-2020
浅	Ш	町	0247-36-3163	湯川	村	0241-27-8890	新	地	⊞	0244-62-4213
古	殿	町	0247-53-4394	柳津	町	0241-42-3418	飯	舘	村	0244-42-1021
Ξ	春	町	0247-62-3829	会津美里	町	0242-54-2940	い	わ き	市	0246-23-3320
小	野	町	0247-72-6866	島	町	0241-52-3344			(平月	21年10月現在)

実施主体

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 **20**24-523-1250 (土曜、日曜、祝日休み)